

JASS 土壌浄化保険補償制度

(環境汚染賠償責任保険普通保険約款・施設所有者特別約款・JASS 土壌浄化特約)

※改正消防法による漏洩防止対策として高精度油面計を設置したSSも、2016年より加入対象となりました。



◇万一、SS事業の継続に重大な影響を及ぼす漏洩事故が発生した際に、第三者への損害賠償金や行政等の汚染浄化命令により必要となる浄化費用をこの保険で補償いたします。

◇この補償制度は、全国農業協同組合連合会本所を保険契約者とし、JAグループのSSを加入の対象とした全国保険制度です。

全国農業協同組合連合会



保険契約者・加入対象・保険期間

保 険 契 約 者	全国農業協同組合連合会本所
加入者（被保険者）	J A、県連、全農（本所・県本部）および J A・県連・全農（本所・県本部）の子会社・関連会社 など
加入引受単位	SS単位・一般取扱所単位（※1）（以下全てSSと表記します） 加入者が所有・使用・管理するSSから、加入希望SSを選択して加入していただきます。 【重要】 地下埋設タンクの経過年数が30年以上である場合、 『改正消防法（※2）による漏洩防止対策が必要でないSS』または『改正消防法による漏洩防止対策が必要であり、FRPコーティング・電気防食・高精度油面計の対応を実施したSS』は本補償制度の加入対象となります。 しかしながら、これらのSSが加入するには、加入者が所有・使用・管理するSSのすべてを一括して加入することが条件となります。なお、地下埋設タンクの経過年数が30年以上のSSであり、改正消防法による漏洩防止対策を高精度油面計のみ設置したSSは、一括加入の対象外といたします。
加入対象SS	次の条件をすべて満たすSSとします。 ア. 保険会社が引受審査で引受可としたSS イ. 加入者が所有・使用・管理するSS ウ. 加入時点において、営業を行っているSS
保険期間(定期加入)	2020年2月1日午後4時～2021年2月1日午後4時（1年間） 中途加入も可能としています。その場合の補償開始日は毎月1日とし、保険終期は定期加入と同一となります。
必要書類（提出期限）	定期加入の場合、加入者は2019年11月29日までに必要書類を添えて加入手続きを行うこととします。詳細については、「JASS 土壌浄化保険補償制度事務手続き 3.加入・引受について」を参照してください。

- （※1）一般取扱所とは、危険物の規制に関する規則第二十八条の五十八（専ら充てん作業を行う一般取扱所の特例）に規定する充てんの一般取扱所のことを指し、車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する施設のことです。
- （※2）改正消防法とは、2013年2月1日より適用されている老朽化した地下埋設タンクに対する措置を定めた法律のことを指します。



ご加入パターン

基本プラン

年間個別支払限度額の3つのパターン（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）から、いずれかの選択加入となります。
また、一定基準を満たすSSについては、保険料が割引となります。

項目	加入パターン		
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
年間個別支払限度額 （SS単位の限度額）	5,000万円	3,000万円	1,000万円
年間総支払限度額（※） （本補償制度全体の限度額）	10億円		
免責金額（自己負担額）	100万円 （経過年数が30年以上のSSは300万円となります。）		
縮小支払割合 （損害額に対する保険金支払割合）	90% （費用保険金（A・B）に適用され、損害賠償金には適用されません。）		
年間保険料（SS1 拠点あたり）	98,000円	79,000円	50,000円
年間保険料（一般取扱所1 拠点あたり）	147,000円	118,500円	75,000円

（※）本補償制度全体にかかる年間保険金の支払限度額（総支払限度額）は、保険期間中に発生した保険事故を通算して10億円となります。（タンク等交換費用補償特約を含む）

高精度油面計設置プラン

経過年数30年以上のタンクであり、かつ、消防法による漏洩防止対策が必要で、高精度油面計のみを設置しているSSは、以下のパターンのみとなります。

項目	加入パターン
年間個別支払限度額 （SS単位の限度額）	Ⅳ 1,000万円
年間総支払限度額（※） （本補償制度全体の限度額）	10億円
免責金額（自己負担額）	300万円
縮小支払割合 （損害額に対する保険金支払割合）	90% （費用保険金（A・B）に適用され、損害賠償金には適用されません。）
年間保険料（SS1 拠点あたり）	75,000円
年間保険料（一般取扱所1 拠点あたり）	112,500円

オプション

上記基本プランのオプションとして、汚染の原因となったタンク等の交換費用の補償を選択いただくことができます。

タンク等交換費用補償特約 年間保険料（1SS）：10,000円	基本プランにて保険金をお支払いする場合において、土壌汚染の原因となった地下タンク、地下埋設配管等の設備・機器を交換、修復または廃棄するために被保険者が負担した費用を保険金としてお支払いします。 お支払する保険金は、負担した費用の10%または200万円のいずれか低い額を限度とします。 （保険期間を通じて、1SSにつき200万円を限度とします。）
※基本プランの保険料に加算していただきます。 ※基本プランと同様の割引が適用されません。 ※加入パターンⅣの場合は、本特約の加入は不可となります。	



保険料の割引

下記のいずれかに該当する場合は、保険料が割引となります。※①～④の重複適用はできません。

ただし、高精度油面計設置プランには適用されません。

施設にかかわる割引	割引率
①新たに設置したSS、または地下埋設タンク・地下埋設配管の全てを交換した後、5年以内のSS	50%
②地下埋設タンク・地下埋設配管の全てを交換した後、6年以上10年以内のSS	30%
③地下埋設タンクの全てが二重殻構造であり、かつ、地下埋設配管の全てが鋼管製(※1)以外のSS	15%
④地下埋設タンクの全てが二重殻構造のSS	5%
加入方式に伴う割引	割引率
⑤一括加入割引 加入者が所有・使用・管理するSSすべて(※2)を一括してご加入された場合、上記①～④に本割引を重複適用いたします。	10%

(※1) 鋼管製:「鋼製その他の金属(外面保護しているものを含む)」をいいます。

(※2) SS、一般取扱所それぞれを所有・使用・管理している場合は、それぞれの区分ごとに適用します。

【保険料計算事例】

【試算例①】

- 設置後15年の一重殻タンクのみSSが8SS、新設後5年以内SSが1SSあるJA
- 全SSをパターンIで一括加入

$$\begin{array}{l}
 \text{(基本保険料)} \quad \text{(割引)} \quad \text{(一括加入割引)} \quad \text{(1SSあたり保険料)} \\
 \text{一重殻タンクのみSS} \quad 98,000 \text{ 円} \times \quad \quad \quad (1-10\%) = 88,200 \text{ 円} \quad \dots\text{①} \\
 \text{新設5年以内SS} \quad 98,000 \text{ 円} \times (1-50\%) \times (1-10\%) = 44,100 \text{ 円} \quad \dots\text{②} \\
 \text{①} \quad \quad \quad \text{②} \quad \quad \quad \text{(総保険料)} \\
 88,200 \text{ 円} \times 8\text{SS} + 44,100 \text{ 円} \times 1\text{SS} = 749,700 \text{ 円}
 \end{array}$$

【試算例②】

- 設置後15年の一重殻タンクのみSSが8SS、新設後5年以内SSが1SSあるJA
- 一重殻タンクのみ8SSをパターンIで選択加入

$$\begin{array}{l}
 \text{(基本保険料)} \quad \text{(SS数)} \quad \quad \quad \text{(総保険料)} \\
 \text{一重殻タンクのみSS} \quad 98,000 \text{ 円} \times \quad 8\text{SS} \quad \quad \quad = \quad 784,000 \text{ 円}
 \end{array}$$



お支払いの対象となる事故と保険金の種類

下記の保険事故が発生した場合、被保険者が負担した損害賠償金や費用等をお支払いします。

保険事故	SSの地下埋設タンクまたは地下埋設配管から汚染物質(※1)が漏洩し土壤汚染が発生	
	(1)SSが第三者(※2)から法律上の損害賠償請求を受けた場合	または (2)行政等の判断により土壤汚染の発生による汚染浄化命令(行政指導を含みます。)を受けた場合

SS施設外(第三者(※2)への賠償)		SS施設内	
損害賠償金	法律上の損害賠償責任の発生により負担する損害賠償金 (1)身体障害を被った第三者(※2)の治療費、逸失利益、慰謝料 (2)近隣の第三者の土地(※3)を浄化するために要した費用 (3)隣接した農家の田・畑の農作物の損害 (4)争訟費用 …など	費用保険金B	SS施設内の土地を浄化するために要した費用
費用保険金A	(1)土壤汚染の存在を特定させるために要した費用 ただし、加入者が定期的に行う点検(調査会社に委託)にかかる費用は除きます。 (2)土壤汚染の範囲を特定させるために要した費用 (3)損害の発生または拡大を防止するために要した費用 (4)近隣に対する謝罪文等掲載費用(年間個別支払限度額の20%限度)		

(※1)「汚染物質」とは…揮発油・灯油・軽油・A重油・ベンゼン・鉛をいいます。

(※2)「第三者」とは…加入者以外の者をいいます。加入者が法人である場合には、法人の役員、理事、代理人、使用人も第三者に該当します。

(※3)「第三者の土地」とは…第三者の土地のほか、海・河川・湖沼等を含みます。

(注)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

●先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除く)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。



保険金をお支払いできない主な場合

- ①同一の土壤汚染による最初の汚染浄化命令(行政指導を含む)または第三者からの損害賠償請求を受けた日(事故日)から3年経過後に負担した損害
- ②汚染物質以外の物質による環境汚染の損害
- ③SS廃止以降の汚染調査で見えられた環境汚染の損害
- ④地下埋設タンク・地下埋設配管以外の設備・機器からの汚染物質の漏洩事故
- ⑤廃油・休止届を出した地下埋設タンクおよび接続される地下埋設配管からの漏洩事故
- ⑥環境汚染の浄化に伴い生じた環境汚染に起因する損害
- ⑦SS施設内の土壤汚染の浄化を行わない場合
- ⑧法令に定められた点検(消防法第14条3の2)を実施していなかった場合
- ⑨不動産価格の下落による損害
- ⑩初年度保険契約の開始日以前に発生した環境汚染によって受けた汚染浄化命令(行政指導を含む)または第三者からの損害賠償請求による損害
- ⑪被保険者の役員または使用人が被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、当該役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑫被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑬保険契約者・被保険者の故意
- ⑭戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議による環境汚染の損害
- ⑮地震、噴火、洪水、高潮または津波による環境汚染の損害
- ⑯原子核反応または原子核の崩壊による環境汚染の損害

など



保険金をお支払いできない主な費用または損害

- ① 急激かつ突発的な事由によって生じたSS施設外への漏洩事故について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 汚染された土地の使用不能による損害
- ③ SS施設内の地下埋設タンク・地下埋設配管等の設備・機器の交換、修復または廃棄に要する費用（特約により補償可能）
- ④ 被保険者が所有・使用・管理する他の施設の土地を浄化するために要した費用
- ⑤ SSを廃止・閉鎖・売却するために行われた汚染調査で見つされた環境汚染によるSS施設内の汚染浄化費用
- ⑥ 環境汚染の結果、SSを廃止する場合のSSの施設内の汚染浄化費用。ただし、土壤汚染対策法施行令第1条第22号に定めるベンゼンが環境基準値を超え、行政等の判断により環境汚染の発生にかかる汚染浄化命令（行政指導を含む）を加入者が受け、かつ、本補償制度に加入後、1年以上経過した場合を除く。
- ⑦ 高精度油面計設置タンクに起因して生じた環境汚染に対し、次に掲げる損害または費用。
 - ・ 高精度油面計の警報発生後、72時間経過以降に発生した損害
 - ・ 環境汚染の発生日時が高精度油面計により確認できない損害(※)

(※) 高精度油面計の故障を含みます。

など



ご加入前の引受審査（新規加入の場合）

■新規加入の場合は、次の引受区分により、加入前の事前引受審査を保険会社が行い、審査の結果、引受可となったSSが加入できる仕組みとしています。なお、継続して加入いただく場合は「JASS 土壌浄化保険補償制度事務手続き（継続加入SS用）」によることといたします。

引受区分（※1）	引受審査方法	提出必要書類
① 地下埋設タンクがSFまたはFFであり、地下埋設配管の全てが鋼管製以外であり、地下埋設タンクの経過年数が30年未満である場合 SF：鋼製強化プラスチック製二重殻タンク FF：強化プラスチック製二重殻タンク 地下埋設タンクの経過年数が15年未満である場合	書面による審査（※2）	A. JASS 土壌浄化保険補償制度加入依頼書（以下「加入依頼書」といいます。） B. JASS 土壌浄化保険補償制度加入対象先SS一覧表（以下「SS一覧表」といいます。） C. JASS 土壌浄化保険補償制度告知書（以下「告知書」といいます。）
② 地下埋設タンクの経過年数が15年以上30年未満である場合	現地確認調査による審査	A. 加入依頼書 B. SS一覧表 C. 告知書 D. 現地確認調査依頼書 E. 保険会社指定の調査専門会社（以下「調査専門会社」といいます。）における調査結果報告書（写）（※3）
③ 地下埋設タンクの経過年数が30年以上であり、改正消防法に定める対応が必要ない場合		A. 加入依頼書 B. SS一覧表 C. 告知書 D. 現地確認調査依頼書 E. 保険会社指定の調査専門会社（以下「調査専門会社」といいます。）における調査結果報告書（写）（※3）
④ 地下埋設タンクの経過年数が30年以上であり、改正消防法による漏洩防止対策が必要な場合でFRPコーティング・電気防食・高精度油面計の対応をした場合		

（※1）地下埋設タンクの経過年数は、最も古い地下埋設タンクの経過年数を引受区分に照らし合わせます。

（※2）「書面による審査」の結果によっては、「現地確認調査による審査」を受けていただくことがあります。

（※3）保険会社は調査専門会社から提出を受けた調査結果報告書に基づき引受審査を行います。

（※4）ご契約時の告知内容が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

（※5）改正消防法とは、2013年2月1日より適用されている老朽化した地下埋設タンクに対する措置を定めた法律のことを指します。

<現地確認調査について>

■引受審査方法が「現地確認調査による審査」となった場合、調査専門会社の現地確認調査を事前に受検していただくこととなります。（調査費用は加入者負担となります。）

(1) 調査専門会社	◇(株)タツノ ◇トキコシステムソリューションズ(株) ◇(株)富永製作所
(2) 調査内容	①漏洩検知管の可燃性ガス測定 ②調査依頼日前6か月間の在庫量増減率推移の結果検証 ③直近実施の地下埋設タンク・地下埋設配管検査の結果検証 …など
(3) 調査費用 (加入者のご負担)	①全てのタンクが一重殻の場合：75,000円/1SS ②全てのタンクが一重殻でJA-SS総合メテックス加入の場合：70,000円/1SS ③全てのタンクが二重殻の場合：65,000円/1SS ④全てのタンクが二重殻でJA-SS総合メテックス加入の場合：60,000円/1SS ⑤二重殻と一重殻タンクが混在の場合：70,000円/1SS ⑥二重殻と一重殻タンクが混在でJA-SS総合メテックス加入の場合：65,000円/1SS *消費税は別途請求。また、離島の場合、別途加算費用が生じます。 *同一JAにおいて2ヶ所以上を調査する場合は上記調査費用の合計額から10%割引きます。ただし、離島経費等は割引対象外とします。 *「漏洩検知管の可燃性ガス測定」でガスが検出された場合、加入の可否を判断する追加検査として「ガスの成分分析」が必要であり、上記調査費用とは別に1検査（上位2検体）、1SSあたり12,000円（消費税別）の費用が発生します。



お問い合わせ先

全国農業協同組合連合会 総合エネルギー部 石油課

〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1

TEL03-6271-8336 FAX03-5218-2546

<引受保険会社> 共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL03-3504-2374 FAX03-3504-2936

<取扱代理店> 全農エネルギー株式会社 JA サポート部

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町1-5-18

TEL03-3293-1251 FAX03-3293-1235

*漏洩の確認、事故が発生した場合には、「JASS 土壌浄化保険補償制度事務手続き」に基づき、すみやかにご連絡ください。

*このご案内は概要を説明したものです。詳しくは「JASS 土壌浄化保険補償制度事務手続き」「JASS 土壌浄化保険補償制度 Q&A」とあわせてご覧ください。また、ご不明な点がございましたら上記までお問い合わせください。